

特集

少額短期保険 —制度創設から10年—

第3回 生命・医療保険



生命・医療保険は、家財保険に次ぐ少額短期保険の主要種目であり、10月19日現在で33事業者、全87事業者のうちの約38%が取り扱っている。特に、制度が始まった2006年4月1日から5年間で、現在営業する33事業者のうち28事業者が生命・医療保険の取り扱いをスタートしており、その後、少しずつ参入事業者が増えている。

当初は、無認可共済や葬儀会社の互助会などが少額短期保険事業者に移行するケース、独立系の事業者が保険会社を取り扱わないニッチな分野の医療・生命保障を商品化して営業を開始するケースが多かったが、

徐々に、別産業の企業グループなどが本業の商品やサービスを補完する目的で、また、新たなビジネス機会を求めて参入するケースが目立ってきた。参入方法も、新会社を一から設立する他、既存会社からの事業譲渡を経て商号変更する会社が増えてきた。

一方、生命・医療保険の業績については、日本少額短期保険協会が公表した数字によると、16年3月末で契約件数32万件、収入保険料は89億円を計上しており、5年前の11年3月末の約26万3000件、約73億円から順調に拡大していることが分かる。ただし、16年3月末で38社が取り扱う家財保険に比べると(16年3月末で約560万件、約524億円)、実績面では見劣っており、各社の経営安定化のためにも、契約規模の拡大が今後の最大の課題といえる。

今回の特集では、金融サービス分野の企業グループに入って業績を伸ばしている会社、制度発足当初から障がい者のための商品を開発してビジネスを展開する会社、冠婚葬祭グループを背景に事業基盤を拡大する会社と、バラエティーに富んだ3社に、自社のこれまでの歩みや現在の取り組み、今後の業界展望や自社の計画などについて聞いた。

障がい者のために100年企業を

ぜんち共済 代表取締役社長 榎本 重秋氏

—ぜんち共済の使命は、

榎本 当社は障がい者を対象とした、いわば生活困窮者がなかなか手を出しにくい分野の保険を提供しており、しっかりと経営を軸に100年続く会社づくりを目指している。障がい者の保障がなかった過去の時代へ後戻りさせず、世の中はいかなる大きな責任がある。

—開業10年を振り返ると、

榎本 任意共済だった全国知的障害者共済会の事業の受け皿会社としてスタートしたが、少額の登録に当たっては資金やマンパワーの確保、金融庁との折衝など、すべてが初めての経験だけに不安の連続だった。世の中はいかなる大きな責任がある。

—現在、社員は13人。営業部の役割は来店対応と直接販売に集中し、私はウェブマーケティングの分野を中心に担当する。この体制によって、契約者5万人の達成に向けて動き出している。

—今後の事業計画は、

榎本 契約者に最適なサービスを提供するために、社員が志を高く、心地よく働ける会社づくりにまい進していく。企業として数値目標はあるが、その前に社員が「この会社で働いてよかった」「家族が幸せになった」という企業を目指していきたい。その結果、契約者に質の高い保険を

—事業計画と成果に向けた基礎が構築できた。

—事業計画と成果について。

榎本 少額登録の際の5力年の事業計画が終わり、現在は次の5力年の事業計画の第4期目に当たっている。その中で掲げているのは契約者5万人、累積損失の解消、ソルベンシーマージン80%の三つの目標の達成だった。契約者数は当初の目標に届いていないものの、累積損失は昨年に解消。ソルベンシーマージンも既に到達している。従って、現在は契約者数の確保に向けて取り組んでいるところだ。また、事業計画書とは別



榎本社長

(6面からつづく)

—毎年、経営指針書を作成し、全社員で共有している。個人の課題、部署の課題、会社の課題をどのように解決していくのか、トップダウンではなく、社員それぞれが考えるボトムアップ型の仕組みを構築しており、月例会議で進捗状況を確認している。

—課題と、その解決に向けて。

榎本 本年3月に営業のトップの退社もあり、上期は私が営業の責任者を兼務した。下期は新たな社員をトップに据えた新体制がスタートできたことで、積極的に課題解決に向けて取り組んでいきたい。

—現在、社員は13人。営業部の役割は来店対応と直接販売に集中し、私はウェブマーケティングの分野を中心に担当する。この体制によって、契約者5万人の達成に向けて動き出している。

—今後の事業計画は、

榎本 契約者に最適なサービスを提供するために、社員が志を高く、心地よく働ける会社づくりにまい進していく。企業として数値目標はあるが、その前に社員が「この会社で働いてよかった」「家族が幸せになった」という企業を目指していきたい。その結果、契約者に質の高い保険を

—少額協会前会長と

—提供を求める法。

—提供を求める法。